給与所得者の扶養控除等申告書 令和8年分

※ 令和8年分の扶養控除等申告書においては、記載事項が「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」に改正されていますので、 記載漏れがないようご注意ください。また、令和7年分の所得税から、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなど の改正も行われていますので、併せて記載漏れがないようご注意ください。



氏名、住所などの記入 1

所轄稅務署長等	船与の支払者	0000		(フリガナ)	ヤマカワ タロウ	あなたの年世別日	57 ¥ 1	# 1 H	WA ZINE
	の名称(武名)	0000	株式会社	あなたの氏名	山川 太郎	素提生の政名	ر [البلا	大郎	いての技力
机物署兵	給与の支払者 の法人(個人)番号	1 1 2 2 3 3	4 4 5 5 6 6 7	あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5	6 6 AGCEONN	本人		(BB L/CS-C IDM, CIPE (CL/EBA)
00	動与の支払者 の所を担保所)		△町 3-3	あなたの住所	(郵便番号000 - 0000)	〈町 23-7	ne in	8 O-10	

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村 長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人(個人)番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法 人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶ 3 あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人 番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してく ださい。

▶ 4 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従た る給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族の記入

	以 分 等			# +)	3 44	A	ħ.	9	4	進入代音表及 (研22.11(新生)	☆和8年 6	非居住者である解族(注1)	住所又は肝所	異数月日及び事由 /分割を4Cを終わった							
		氏 名		あなたとの契格	生年月日 5		特定执资器据-特定报报 (平1612年-安选11年)	所得の見積額	生計を一にする事実	A	最後に記載してC行さい (日下記です。)。										
	源 泉 控 除 対象配偶者			ヤマカワ	アキコ	2 2 3 3	44	5 5	6 6	7 7			「試用する場合はこのを行けてください。」								
JA			나 川	明子		-	57 •				500,000m		〇〇市××町 23-7								
		族 上)	ヤマカワ	イチロウ		Andrews .				DMERS :		▼ 日本区上30歳本道スは70年以上 日本									
主たる輪与か	運用控除 到象提施 (16歲以上) (平281.1回輸生)		2	과 끼	山川 一郎 2 15 2 0 / 15	□ その集 ▼ 特定技術製品 □ 特定機器	Ora	開発者 一 現別月以上の支払	1234 Kokuzei Street, · · · USA												
ŏ M				2						ヤマカワ	ハルコ						□ 阿明老親等		□ 16後以 1,30歳 未満 X 1276年11 上 □ 127 □ 10 方名		
5					1 11	春子	6677		9 9	0 0	1 1	□ その性 開光者		□ 粉末者 ※別刊以上の正的	○○市××町 23-7						
e B			과 川	春丁	子	0	17 +	3	3	□ 特定基準 特定基準	1,000,000	SOUTHWEST SEE									
2			ヤマカワ	ジロウ						□ 阿奶老鹿等		□ 15級以上30級未過至は70級以上 □ 2008									
8 0			3	3	3	3	1 11	- 20	3 3 4 4	55667	7 7 8	8 8	□ その性		D SWS	,					
を 受 ける				나 川	二郎	子	0	21 +	5 -	17	□ 特定基份规则 □ 特定基施	O _{FI}	□ 旅方円以上の支払								
		4	4	ヤマカワ	タカオ		Si .				▼ 回回差報等		□ 16数以上30款未满又以70款以上								
				4			en 15	4 4 5 5	6 6	7 7	8 8	99	□ その性		日 等字 箱安省	,					
			과 川	隆雄	父	O. +	22 •	5	- 8	日 特定供養期底 特定規格	300,000	STULIOUS.									

▶ **1** A 源泉控除対象配偶者

あなた(令和8年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限り ます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を 受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和8年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。 なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の

記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶2 B 源泉控除対象親族

次の①又は②のいずれかに該当する人について記載します。

①扶養親族のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する人(控除対象扶養親族)

- 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成23年1月1日以前に生まれた人) 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
 - 年齢16歳以上30歳未満の人(平成9年1月2日から平成23年1 月1日までの間に生まれた人)

- (ロ) 年齢70歳以上の人(昭和32年1月1日以前に生まれた人)
- 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和32年1月2日から平成9年1 月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び 居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和8年中に おいて生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」
- ※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族、里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き ます。)で令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。
- ②あなたと生計を一にする親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者 として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)のう 歲未満(平成16年1月2日~平成20年1月1日生) で令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下の人

▶ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の個人番号を記載する必要が

ありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありま すので、給与の支払者に確認してください。

▲ 多人扶養親族(昭32.1.1 以前生)

源泉控除対象親族が年齢70歳以上(昭和32年1月1日以前生)の場合 には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの 配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」 ⇒「その他」 ②その人が①以外の人であるとき

▶ 5 特定扶養親族・特定親族(平 16.1.2 生~平 20.1.1 生)

源泉控除対象親族が年齢19歳以上23歳未満(平成16年1月2日~平成20 年1月1日生)の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。 ①その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下であるとき ⇒「特定扶養親族」

②その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下で あるとき ⇒「特定親族」

▶6 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」 欄に○印を付けます。

欄に〇日を刊ります。 源泉控除対象親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上 30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16 歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満 の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当 するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族が非居住者である場合、親族関 係書類の添付等が必要です

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が 必要です。

● (参考)

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、 次の表のとおりです (特定支出控除の適用がある場合を除きます。)。

給与の収入金額	所得金額		
所得金額調整控除の適用を受ける場合	9,000,000円		
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	9,000,0001	
1,650,000円	1,000,000円		
1,600,000円	950,000円		
1,230,000円		580,000円	

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と 所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
00000不何	1,180,000円	580,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
000000	1,680,000円	580,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添 付してください。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入



同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当

する場合には、該当する欄にチェックを付けます。 ※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業 専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。) で、令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

▶ 段 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場

合には、該当する欄にチェックを付けます。 なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成23年1月2日以後生)の扶養親族も対象となり

※特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の 対象となりません。

▶ 3 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶ 4 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する(人がいる)場合、その該当する 事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類 と交付年月日、障害の程度(等級)などの障害者に該当する事実 を記載します。

住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この頃は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養税族等申告者の記載棚を兼ねています。)

- 3		K & &	個	人	香	妙	あなたと の統権	生年月日	住所又は厚	所	検察対象外国外扶養 (introducing director)	鬼族 令相8年中の 所得の見積額(毎)	異動月日及び事由	m Thanking
0	16歳未満の 扶 養 親 族	1 ヤマカワ サブロウ 山川 三郎	5 5 6	6 7 7	8 8	9900	子	24 7 +5	○○市××町 23	-7	2	O P1		所得の見積制、機 には、退職所得予 強いた所得の見着
	(平23.1.2以後生)	2	7 7 7	1.	181			# · ·		4	5	6		Territy.
•	退職手当等を有する	T 4 # 4 1	191	人	番	号	あなた! の破析	生年月日	住所又は居所	非 10 住 名	である報告を	和8年中の 原告者 今の見積額(金) 区 分	異動月日及び事由	遅縮又はひとり親
U	配偶者・扶養親族 ・特定親族			Ŷ n	n n/1			明·大明 , ,		一般保存 一次国主義文は706 一次日本会文は706	ERF DAM	四 - 12		□戦婦□ひとり現

- ※1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。
 - 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。
 - 3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶● 16 歳未満の扶養親族(平 23.1.2 以後生)

年齢16歳未満(平成23年1月2日以後生)の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。 この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和9年3月15日までに住所 所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶❸ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族

退職手当等(源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。)の支払を受ける配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和8年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。)、扶 養親族又は特定親族について記載します。

▶● 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者で ある親族 | 欄の「配偶者 | にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族又は特定親族が非居住者であり、 その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者 である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上 70歳未満の場合には、「留学」(留学により国内に住所及び居所を有しなく

なった人)、「障害者」又は「38万円以上の支払」(あなたから令和8年中 において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人)の うち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金 書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければな らない場合があります。

▶ ⑤ 令和8年中の所得の見積額(退職所得を除く)

令和8年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶6 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者(あなたと生計を 一にする配偶者で、令和8年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額 が 58万円以下である人をいいます。) 又は扶養親族について、その配偶者 又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害 者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶ 7 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下となる 扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合 に、チェックを付けます。

この申告書に記載すべき事項が、前年に勤務先へ提出した「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した事項から異動が ない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この異動がない旨を記載した申 告書を「簡易な申告書」といいます。

勤務先の指示に基づき、簡易な申告書を提出することができる場合は、「令和8年分 給与所得者の扶養控除等申告書(簡易な申告書)」記載例 をご確認ください。